

# 佐倉歩こう会 規約

## 第 1 条 名 称

本会は佐倉歩こう会と称する。

## 第 2 条 事務局

本会の事務局は会長の指示する所在地に置く。

## 第 3 条 目 的

歩け歩け運動の実践団体としてその発展と自然に親しみ、会員相互の健康と親睦を図り、日常生活の活性化そして健康で長生きを計る事を目的とする。

## 第 4 条 月例会

原則毎月最終水曜日（12 月度は第 3 水曜日）とし、年間計画に記された通り実施する。必要に応じて変更もできる。

## 第 5 条 会員と会費

会員は次の 2 種類とする。

正会員 年会費 3,000 円。（途中入会の場合は月数×250 円で算出）

臨時会員 月会費 300 円。

## 第 6 条 役 員

会 長	1 名	
副会長	2 名	
会 計	1 名	
会計監査	1 名	
案内役	若干名	
広報係	若干名	
事務局	若干名	
相談役	若干名	会長を務めた者がこれに当る。

## 第 7 条 役員の仕事

会長は、会の代表者として会を統括する。

副会長は、会長を補佐して、時には会長の業務を代行する。

会計は、会の会計業務をつかさどる。（決算書、予算書）

会計監査は、会の運営費が、公平かつ適正に使用されている事を監査する。

案内役は、月例会の活動が円滑に遂行されるよう努める。

広報係は、ホームページ等により会の運営をサポートする。

事務局は、会の活動が円滑に遂行されるよう努める。

## 第 8 条 役員を選任

役員は正会員の中から推挙し、役員名簿を作成し総会の承認を得る

役員の仕事は、1 年とし再任を妨げない。

任期中の退任は、後任者を役員会で選任する。

後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

## 第 9 条 入会手続き

本会に入会しようとする者は、年会費を添えて入会カードに記入し申し込む。

## 第 10 条 退会手続き

正会員の申し出により退会することが出来る。

会費は返金しない。

## 第 11 条 会議

会議は総会と役員会とする。

総会は会員全体で年 1 回（4 月）開催とし、正会員の 1/2 以上の出席で成立し、議題は出席正会員の過半数の賛成により可決する。

役員会は会長が必要に応じて随時開催する。

## 第 12 条 団体保険

普通傷害保険に加入する。

死亡・後遺障害保険金額 3,000 千円  
入院保険金日額 3,000 円  
通院保険金日額 2,000 円  
保険料は会費から充当し、個人から徴収しない。  
保険金の支払いは契約保険会社の約款により支払われる。

第 13 条 会計年度

此の会計は 4 月に始まり翌年 3 月に終わる。

第 14 条 附 則

規約に不都合が生じた時には、役員会の協議により改定し総会で決定する。  
その他会運営のための詳細事項は、佐倉歩こう会運営要領で定める。

以上

平成 16 年 4 月 1 日 制定。  
令和 2 年 4 月 27 日 改訂。